◎新潟県訓令第20号

本 地域機関

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平 成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から実施する。

令和2年9月25日

(略)

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え	る。
改 正 後	改 正 前
東部 (第79条関係)	第36号様式 (第79条関係)
 第37号様式(第80条関係) 工事請負請書 1~5 (略) <u>6</u> 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容は別紙のとおり (略) 	第37号様式 (第80条関係) 工事請負請書 1~5 (略) (略)
第38号様式 (第83条関係) 工事着手届 (略) (略) 監 理 技 術 者 氏 名	第38号様式 (第83条関係) (略) (略) 監理技術者氏名 住所

(略)